

随意契約理由書

発注案件名	新宿合同庁舎エレベーター修繕工事	要求部署名	総務部
発注（契約） 内 容	新宿合同庁舎のエレベーター修繕		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	新宿合同庁舎のエレベーターの着床時にカゴと床の段差が最大で2cm生じており、現状のままでは利用者の転倒事故が懸念されるため、早急に修繕の必要があるため。		
契約金額	¥1,050,000	契約年月日	平成21年7月24日
契約業者名 及び住所	セントラルエンジニアリング株式会社(墨田区業平三丁目2番2号)		
随意契約 の理由	上記業者は、当該庁舎の設備管理保守業者であることから、補修箇所を十分に把握しているため、部品の調達等も含め、迅速かつ的確に対応できるとともに、アフターケアの充実が見込まれるため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	—	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他 特記事項			